

2017年2月8日

CEART 御中

全日本教職員組合（全教）  
中央執行委員長 蟹澤 昭三

## 日本における「教員の労働問題」に関わる追加情報

### 序章

1. 全日本教職員組合（全教）は、2014年1月に CEART に対して「日本の教員の長時間労働の実態と専門職性」と「日本の非正規教員問題」の2点に関わって、申し立てをおこなった。その申し立てについて2016年1月に CEART から中間レポートが示され、日本政府と全教に対して勧告がおこなわれた。
2. 全教は CEART が示した勧告を心から歓迎する。全教は CEART 勧告にもとづき追加情報を提出する。

### 第1章 全教のとrikumi

3. 全教は CEART 勧告にもとづき、文科省に対して以下のような誠意を持った働きかけをおこなってきた。
  - ① 全教は文科省と2015年8月20日におこなった協議で、教職員の長時間過密労働の解消にむけた文科省と全教をはじめ教職員組合の全国組織との率直な意見交換の場を持つことを求めた。
  - ② 全教が文科省と2016年3月25日におこなった協議では、CEART からの中間レポートも踏まえ、誠実な協議や意見交換を行うための場の設定を強く求めた。さらに同日、文書を別途文科省に送付し、CEART の中間レポートにある「特別な対話」の機会を設け協議を開始することを求めた。
  - ③ 全教は CEART へのアリゲーションとその後の追加情報、日本政府の反論に対する全教の意見を文科省に届けた。これは全教が文科省と CEART を介さずとも協議ができる環境づくりを考慮したものである。
4. しかし、文科省は CEART が要請する文科省と全教の両者による特別な対話に背を向けていることは残念である。
5. これは、文科省が開かれていると主張する協議が、各都道府県段階の教育委員会と教職員組合との協議のことであって、文科省と全教の間における協議でないことを示すものである。

### 第2章 全教の申し立て以降に日本政府がとった対応への見解

#### 【長時間労働問題】

6. 文科省は「チームとしての学校の体制整備」を打ち出している。その主なものは、①校長のリーダーシップの発揮、②管理職性の強い教員（主幹教諭）のさらなる配置促進、③教職員評価の結果を任用・給与や研修に反映、である。これらの施策は教員に対する管理を強めるものであり、勧告 63、124 に反している。管理強化は教職員の長時間労働をさらに深刻化させるものである。
7. 文科省が校長のリーダーシップを強調する目的は、文科省の政策を学校と教職員に強要することにある。校長のリーダーシップの強調は、管理職等からのハラスメントが起きる危険性を拡大する。
8. 学校における部活動の指導と監督が、教職員の長時間労働の要因になっていることは文科省も認めている。文科省は「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」（タスクフォース）を発足させた。タスクフォースで部活動に外部指導者を配置することやガイドラインを設けることなどを検討するとしている。
9. 文科省の外局であるスポーツ庁は、2016 年 12 月に中学校部活動の状況について調査結果を発表した。月に一度も土日に部活動を休むと決めていない中学校が 32%にのぼっている。土日は教員にとって勤務を要しない日であるにもかかわらず、教員から自由に自らの意思で使える時間を奪っている。
10. タスクフォースの部活動に対する基本的な考え方は、部活動を学校教育に引き続き位置づけることにある。よって、教職員の負担は解消しない。全教は外部指導者の配置やガイドラインを設けることを拒否するものではない。全教は日本の子どもたちの教育と教職員に責任を持つ立場から、文科省にタスクフォースが設けるとしたガイドライン等の策定にあたり、誠意と協調の精神を持って協議と交渉をおこなうことを求めている。

#### 【非正規教員問題】

11. 全教は、CEART が中間レポートで「一時的な契約の教員数の増加」に懸念を示し、雇用のあり方による教員の労働条件や専門職性のあり方の違い、社会保障、妊娠者の保護など多方面にわたる原則に言及していることを歓迎する。全教は、CEART が指摘するすべての項目が日本における非正規教員の労働の改善と教育の充実に資することを期待している。
12. 公立学校における非正規教員の配置は、依然として高い水準にある。全教は情報公開の手続きによって文部科学省から資料を入手した。全教がその資料を分析した結果、実際に配置されている教職員総数に対する非正規率は小学校が 14.2%、中学校が 15.5%となっている。
13. このように大量に配置されている非正規教員は、申し立てで指摘したきわめて劣悪な労働条件のもとでの労働を強いられている。総務省は 2014 年 7 月 4 日に「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」と題した通知を地方自治体に発出した。総務省通知ののち、都道府県段階で当該の教職員組合との交渉と協議によって、いくつかの地

方自治体で労働条件の改善が図られてきている。しかし、非正規教員の労働条件について改善が求められる課題は多く残されている。

14. 全教は、非正規教員であっても教育職員としての免許状を有する場合には、正規の教員と同様の給与表の適用を求めてきた。全教の申し立て後に給与表適用の制度を改善した自治体はない。
15. 短時間の授業のみを担当する非正規教員の労働実態、労働条件の劣悪さはほとんど解消されていない。全教が申し立てで指摘した研修制度の改善もまったく進んでいない。

### 第3章 日本政府の主張に対する全教の重ねての意見

16. 文科省は地方公務員法を根拠に教職員組合との協議は地方自治体の責任であると主張する。日本の公立学校の教員が地方公務員であることは事実である。しかし、日本の公立学校の教員の賃金や手当の一般的な水準は、日本政府と文科省の政策や地方自治体に対する補助金によって、事実上決定されている。なぜなら、ほとんどの地方自治体は財政力が脆弱であり、法定されている補助金もあるが、近年は政策誘導的な予算措置が増えているからである。
17. 従って、地方自治体当局と教職員組合との誠実な交渉・協議を促進するためには、文科省と全教をはじめとした教職員組合との交渉・協議は不可欠である。
18. 全教は文科省が誠意を持ち、全教をはじめとした教職員組合との交渉と協議に応じることを重ねて求める。日本における子どもたちの教育の充実と教職員の専門職性の向上および働き方を改善することにとって重要な役割を果たすことになるからである。

#### 【長時間過密労働問題】

19. 文科省は教員の超過勤務の削減は重要な課題であることを認めていると主張する。文科省は教員の超過勤務の削減を教育委員会に指導し続けると述べている。しかし、文科省の調査によっても、教員の超過勤務が削減されている事実は認められない。
20. 教職調整額4%は文科省が1966年度におこなった教職員の勤務実態調査で明らかになった月8時間分の超過勤務手当に相当する。文科省が2006年におこなった教職員の勤務実態調査結果では超過勤務は月平均約34時間となっている。40年間で教員の超過勤務は4倍以上になっている。しかし、現在も教職調整額は4%である。文科省自身の調査結果によっても、超過勤務手当の欠如を補っているとの主張は成り立たない。
21. 日本における教員の長時間労働はより深刻さを増している。全教は日本政府と文科省が恒常的な長時間労働のために教員の専門職性が阻害されている事実を自らの責任として受けとめることを求める。
22. 日本政府は、教員の地位に関する勧告が日本の国内法や現状に合わない要素があるとしている。日本政府は自ら教員の地位に関する勧告を承認したという事実を重く受けとめることを求める。また、全教は日本政府が国内法や教育環境を教員の地位に関する勧告に沿うものに整備することを求める。

23. 日本政府は全教の申し立ては多くの点で、誤解、事実誤認にもとづくとしている。全教は日本政府が具体的な事実を持って反証することを求める。

#### 【臨時教員問題】

24. 全教による申し立てののちにも長期的な視野に立った教職員定数改善の計画は策定されていない。いくつかの政策判断による継続される保障のない単年度の加配措置が講じられているだけある。児童・生徒数、学級数などに対応した定数の改善はおこなわれていない。このことが、自治体による計画的な教員採用を阻害し、非正規教員の配置が高い水準で推移する要因となっている。

25. 非正規教員は実質的には継続的に働いているにもかかわらず、任用期間に形式的な中断期間が設けられている。そのため、健康保険や年金への加入、一時金の算定期間が断続的なものになること、年次有給休暇の翌年への繰り越しに不利が生じることなどの課題は依然として多くの自治体で残されたままになっている。

26. 正規教員に代えて非正規教員が大量配置されるために、これまで非正規教員で対応してきた配置に支障が生じている。そのため、新たに深刻な事態が学校教育に混乱を招いている。病気になって休まざるを得なくなった教員に代替者が配置されない、出産を前にした休暇に代替者が配置されないなどの事態が広がっている。また、休暇に入って相当期間を経過したのちの配置となる場合も少なくない。その結果、本来の授業時間に子どもたちの自習時間となるなど、子どもたちが放置されている実態も生まれている。

#### 最終章

27. 教員の長時間労働の解消が急務であることについて、文科省と全教の間に認識の相違はない。この事実は、文科省と全教が建設的な対話と作業をすすめる有利な条件である。

28. 日本では民間企業で働く全労働者のうち、非正規労働者が占める割合が 40%を超えている。日本における非正規労働者は、不安定雇用であるとともに正規労働者と比べ低賃金に置かれている。非正規労働者の待遇改善を求める国民世論が高まるもとの、日本政府は、最低賃金の引き上げや同一労働同一賃金をようやく公約するに至り、検討に入っている。

29. 全教は文科省に対し、全教がおこなった申し立てに誠実に協議と交渉をおこなうよう繰り返し求める。全教は CEART からのより積極的な援助と勧告を期待する。

以 上